

淡路広域水道企業団水道事業経営審議会条例

令和 7 年 8 月 2 1 日

条 例 第 4 号

(設置)

第 1 条 水道事業の適正かつ効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、淡路広域水道企業団水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、企業長の諮問に応じ、水道事業に関する重要な事項について調査審議し、その結果を企業長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、企業長が委嘱する。

- (1) 審議会の所掌事務について専門的な知識経験を有する者
 - (2) 使用者を代表する者
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、審議会の所掌事務を遂行するために特に必要があると企業長が認める者
- 2 前項に掲げる委員のうち行政機関に所属する委員は、その所属行政機関の職員（以下「代理人」という。）をもってその職務を代理させることができる。この場合、代理人は委員とみなす。
- 3 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第 2 条の規定による答申の日までとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議等)

第8条 審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を開き、審議を行うことができる。

2 前項の方法によって開かれた会議に参加した委員については、会議に出席したものとみなす。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、企業長が招集する。

(淡路広域水道企業団特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 淡路広域水道企業団特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表入札監視委員会委員の項の次に次のように加える。

水道事業経営審議会	会 長	日 額	15,000
	副会長	日 額	12,000
	委 員	日 額	8,000

淡路広域水道企業団水道事業経営審議会運営要綱

令和 8 年 3 月 23 日

訓 令 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、淡路広域水道企業団水道事業経営審議会条例（令和 7 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、淡路広域水道企業団水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、会議の議事並びに日時及び場所を示して、開会の 3 日前までに文書その他記録の残る方法で通知するものとする。

2 会議は、会長が必要と認めるときは、条例第 8 条第 1 項に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「WEB 会議システム」という。）を利用して開催することができる。

(欠席)

第 3 条 委員は、会議に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に申出なければならない。

(会議の公開)

第 4 条 会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 淡路広域水道企業団情報公開条例（平成 13 年条例第 5 号）第 7 条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当する情報を含む案件を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、円滑に会議が行われないと認められる案件を審議する場合

2 審議会の会議に出席した委員から前項の場合に該当する旨の発議があった場合は、会長は審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得ることにより、非公開とすることができる。

3 第 1 項ただし書の案件を審議する場合において、WEB 会議システムを利用して会議に出席する委員は、当該会議を委員以外の者に視聴させてはならない。

(公開の方法)

第 5 条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(会議の傍聴)

第 6 条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、5 人とする。

(傍聴の手続)

第 7 条 傍聴人は、審議会開会時刻の 30 分前から 15 分前までに、所定の場所で傍聴人受付簿に必要な事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第締め切るものとする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。ただし、第 11 条ただし書の規定により写真撮影の許可を受けた場合は、会長の指示により立ち入ることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、掲示板、旗等の類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、会場における言論に対して拍手その他の方法で、公然と賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場内で携帯電話等を使用しないこと。
- (6) 会長又は会長の指名する者の指示に従うこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は審議会の議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、会場内において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長が特に許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

- 2 会長は、傍聴人がこの要綱に違反した場合は、これを制止し、その命に従わないときは、退場を命じることができる。

(報道関係者への準用)

第13条 第7条から第12条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(会議録等)

第14条 審議会は、会議の終了後速やかに、会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は、次のいずれかに該当するときは、会議録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議を公開しなかったとき。

(2) 会議録又は会議の資料を公開することにより、不開示情報が公になると認めるとき。

4 審議会は、前項の規定により会議録の全部又は一部を公開しないこととするときは、会議要旨を作成し、公開するものとする。

5 会議録には、審議会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。

【水道用語集】

用 語	説 明
ア行	
① アセットマネジメント	老朽化が進む水道資産について、更新需要と財政見通しを長期的に把握し、計画的かつ効率的に維持・更新を行う経営手法。
カ行	
② 加圧所	調整池から高所にある別の調整池や配水池に送水する際に水に圧力をかけて送水するための施設。高台や遠距離送水で安定した給水を確保するために設置される。
③ 管路の経年化率 (%)	【法定耐用年数を超過した管路延長÷総管路延長×100】 数値が低い方が望ましい。
④ 管路の更新率 (%)	【当該年度に更新した管路延長÷総管路延長×100】 数値が高い方が望ましい
⑤ 基幹管路	水源～浄水施設までの導水管、浄水施設～配水池までの送水管、配水池より下流の配水本管を指す。
⑥ 基幹管路の耐震適合率 (%)	【基幹管路の耐震適合管延長（耐震管及び耐震性があると評価できる管）÷基幹管路の総管路延長×100】 数値が高い方が望ましい。
⑦ 基本料金	水道水の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分。
⑧ 企業債残高対給水収益比率 (%)	【企業債残高÷給水収益×100】 給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標。 財務健全性や借入依存度の評価に用いられる。
⑨ 企業債借入利率 (%)	水道施設の整備や更新などのために国や金融機関から資金を借り入れる際に適用される金利。
⑩ 業務営業用需要	一般家庭以外の事務所、商業施設、飲食店、宿泊施設、官公庁などで使用される水。
⑪ 給水原価	【(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋長期前受金戻入))÷年間有収水量】 有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。
⑫ 給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受ける人口。 ただし、給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まない。
⑬ 給水制限	渇水や施設能力の低下などにより水の供給量が不足するおそれがある場合に、水道事業者が水道水の供給量や供給時間を制限して使用水量を抑える措置。
⑭ 供給単価	【給水収益÷年間有収水量】 有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表す指標。
⑮ 経営戦略	将来にわたって安定的な事業を運営していくための中長期的な経営の基本計画。
⑯ 経営比較分析表	経営状況や財務状況を指標で分析し、他の自治体と比較できるようにした資料。 総務省の様式で作成され、経営の健全性や効率性を把握することを目的としている。
⑰ 経常収支比率 (%)	【経常収益÷経常費用×100】 水道料金などの通常収入で、日常的な経費をどれだけ賄えているかを示す指標。 100%以上で黒字を示す
⑱ 減価償却費	取得した固定資産を法定耐用年数で分割して費用に計上するもの。 現金支出を伴うものではなく、計上した分が内部留保される。
⑲ 公共工事設計労務単価	公共工事の工事費算定で使われる標準的な労務費単価。
⑳ 更新基準年数	「実使用年数に基づく更新基準の設定例」（国交省）を参考に、施設や管路の重要度を考慮して設定した年数。
㉑ 更新需要	将来更新が必要な施設や管路の更新費用を年次別で示したもの。

用 語	説 明
㊹ 高料金対策補助金	自然条件に伴う施設数の多さなどから造水コストが著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業を対象とした、料金格差を縮小するための補助金。
㊺ 固定資産使用効率 (m ³ /万円)	【年間総配水量÷有形固定資産】 数値が高いほど施設が効率的であることを示す。
サ行	
㊻ 財政シミュレーション	将来の収入と支出のバランスを中長期的に予測・検証する手法。
㊼ 収益的収支	水道事業の経常的な経営活動に伴って発生する収入及び支出。
㊽ 資本的収支	水道施設の建設、改良、更新などの投資的経費に関する収入及び支出。
㊾ 従量料金	水道水の使用量に応じ、1 m ³ 当たりいくらかとして徴収される料金。
㊿ 浄水施設の耐震化率 (%)	【耐震対策の施されている浄水施設能力÷全浄水施設能力×100】 数値が高い方が望ましい。
㊽〇 浄水場・浄水施設	河川やダムなどから取水した原水を安全で衛生的な水道水に処理する施設。
㊽一 消費者物価上昇率 (%)	消費者物価指数の前年同月比で示される物価の変動率。 消費者物価指数とは、消費者が購入する財貨・サービスの標準的な価格水準の変動を指数化したもの。
タ行	
㊽二 ダウンサイジング	人口減少や水需要の減少に対応するため、水道施設や管路の規模・能力を実際の需要に合わせて小さくすること。
㊽三 長期前受金戻入	固定資産の取得時に交付された補助金などを法定耐用年数で分割して収益に計上するもの。 現金収入を伴わないため、内部留保資金を計上する際には控除する必要がある。
㊽四 調整池	浄水を蓄えて送水の調整を行ったり、災害時などの際には自動的に水槽内の水を蓄える施設。
㊽五 逓増率	従量料金の最高単価と最低単価あるいは最高単価と10m ³ 使用時の単価の割合。
㊽六 内部留保資金	事業の運営によって生じた利益や減価償却費などのうち、外部に支出せず事業内部に蓄えられている資金のこと。 水道事業では、施設更新や建設費などの再投資の財源として活用される。
ハ行	
㊽七 配水池	配水区域に需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時蓄える施設。
㊽八 配水池の耐震化率 (%)	【耐震対策の施されている配水池容量÷配水池全容量×100】 数値が高い方が望ましい。
㊽九 表流水	河川水、湖沼水のこと。
㊽〇 深井戸	深度が深く、透水性のよくない地層や岩盤（不透水層）の下から取水する井戸。
㊽一 法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められたもので、減価償却費の計算に用いるもの。 土木60年、建築50年、機械及び装置15年、管路40年。
マ行	
㊽二 名目長期金利	国債など長期資金の市場利回りで、インフレ調整を行わない利率。
ヤ行	
㊽三 有形固定資産	形のある資産で、長期間使用することを目的としたもの。 水道事業では、浄水場や配水池、管路などの水道施設管路が該当する。

用 語	説 明
④③ 有収水量	料金徴収の対象となった水量。
④④ 有収率 (%)	【年間有収水量÷年間配水量×100】 配水量がどの程度収益につながっているかを示す指標。 数値が100%に近い方が望ましい。
ラ行	
④⑤ 料金回収率(%)	【供給単価÷給水原価×100】 給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを示す指標。 100%を下回っている場合、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを示す。
④⑥ 料金改定率(%)	水道料金算定期間における料金改定前後の水道料金を割合で表した指標。
④⑦ 料金体系	使用者から徴収する水道料金の算定の基礎となる単価の体系。

第1回淡路広域水道企業団水道事業経営審議会における質問事項に対する回答

- Q 1 観光需要等の増加もある一方で、物価高騰、施設の老朽化などのネガティブ要素はあり、料金改定する場合、住民に理解を得るにはコストパフォーマンスの良い経営に取り組んでいること等説明が必要だと考えるがいかがか。
- A 1 ご指摘のとおり、料金改定に当たっては、経営努力についても丁寧に説明し、住民の理解を得ることが重要であると考えています。今後も経営の効率化に取り組みながら、本審議会でご議論いただきたいと考えています。
- Q 2 経営状況からも物価上昇等が顕著であり、昨年の経営戦略改定時から想定し得ない状況になっている。財政シミュレーションの諸条件設定も含め、見直しの必要性があるのではないか。
- A 2 ご指摘を踏まえ、物価や労務費など最新の社会情勢を反映し、財政シミュレーションの前提条件を見直した上で、以後の審議資料に反映してまいります。
- Q 3 上水道は淡路広域水道企業団、下水道は各3市の管轄となっている。上下水道の一体的運用に対しての工夫等があれば教えてほしい。
- A 3 上水道料金と下水道使用料については、現在、共通の料金収納システムを利用し、効率的な運用に努めています。
- Q 4 水源の利用状況は3市でばらつきがある。特に淡路市は本土導水に多く頼っている。中長期的に安定した水を供給するには、効率的な水源の在り方を検討する必要があるのではないか。
- A 4 水源の利用状況や将来的な水需要を踏まえ、効率的かつ安定的な水源のあり方について、引き続き検討していきます。
- Q 5 淡路島北部は本土導水だが、南部はダム水源など、それぞれの市域で融通しあう管路で繋がっているか。
- A 5 本土導水は3市へ供給していますが、現在、市域間の融通管及び小規模浄水場間の相互融通は行っていません。
- Q 6 本土導水やダム、表流水などで水を生産するのにコストがそれぞれいくらなのか。
- A 6 水源により原価は異なりますが、概ねダム水を1.0とすると、本土導水・表流水は約1.3、浅井戸・深井戸は約0.8となります。
- Q 7 料金改定となった場合に、市民の理解を得るために経営努力を示す必要があり、地理的な条件以外の指標で経営努力している項目があれば教えてほしい。
- A 7 これまでも事務部門の効率化やDXの推進など、経営改善に取り組んできました。今後も更なる効率化に努めてまいります。
- Q 8 経営努力について、市民にどのように情報公開、コミュニケーション方法を使っているか提示してほしい。
- A 8 審議会資料や広報紙、ホームページ等を通じて情報提供を行っています。
今後も分かりやすい情報発信に努めてまいります。

●財政シミュレーションの前提条件

< 前 提 条 件 >

収益的収入	料金収入(現行料金)	次により、R17までの用途別の需要見込みを市別に算出し、直近の供給単価を乗じて算出 ①生活用：社人研と各市住基実績をもとに算出した人口に、1人1日平均使用水量を乗じて算出 ②業務営業用：R7実績をもとに、一定の需要増を見込み算出（ <u>ケースA：+6%</u> 、 <u>ケースB：+4%</u> 、 <u>ケースC：+2%</u> ） ③工場用：水産業等のR7実績をもとに一定推移すると試算 ④その他：過去実績による
	高料金対策補助金	現行の繰出基準に基づき算定 （当該年度の資本費－国の基準単価）×当該年度の有収水量
	その他	近年の傾向を加味して設定
収益的支出	人件費	現行の組織体制を基本に、人事院勧告（ベースアップ）を考慮して算出
	動力・薬品費	R7実績より、年1%の上昇を見込み算出
	委託費	主たる委託業務である水道施設運転管理業務、お客さまセンター業務等について、国土交通省公表の直近の労務単価の上昇率を踏まえ算出
	減価償却費等	既得資産の減価償却費に新規取得資産の減価償却費を加算 ※耐用年数（土木60年、建築50年、電気・機械15年、計装10年、管路40年）
	支払利息	直近の借入利率をもとに、一定の上昇を見込み算出（ <u>ケースA：3.6%</u> 、 <u>ケースB：4.0%</u> 、 <u>ケースC：4.5%</u> ）
	修繕費他	近年の傾向を加味して設定

参考資料-6

●財政シミュレーション(ケースA、B、C)＜現行料金＞

ケースA-収益的収支

(単位:百万円)

区 分		年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)										
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	4,448.3	4,468.4	4,509.3	4,477.0	4,549.9	4,537.8	4,502.1	4,470.8	4,438.0	4,394.4	4,358.4	4,326.8	4,293.6
		(1) 料 金 収 入	4,424.2	4,445.1	4,486.3	4,455.0	4,527.3	4,515.2	4,479.5	4,448.2	4,415.4	4,371.8	4,335.8	4,304.2	4,271.0
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
		(3) そ の 他	24.1	23.3	23.0	22.0	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6
		2. 営 業 外 収 益	1,737.8	1,629.8	1,609.5	1,552.0	1,472.2	1,489.5	1,740.9	1,836.0	1,905.0	1,991.1	2,159.8	2,632.6	2,831.7
		(1) 補 助 金	925.0	831.2	794.5	739.1	655.4	669.9	920.4	1,018.5	1,081.8	1,167.4	1,336.7	1,805.2	2,003.2
		高 料 金 対 策 補 助 金	906.2	815.9	782.2	729.1	647.3	663.2	914.9	1,013.9	1,078.2	1,164.5	1,334.4	1,803.4	2,001.7
		そ の 他 補 助 金	18.8	15.3	12.3	10.0	8.1	6.7	5.5	4.6	3.6	2.9	2.3	1.8	1.5
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	689.7	692.4	684.7	674.6	690.0	689.6	689.8	685.8	688.0	688.5	687.9	687.5	688.6
		(3) そ の 他	123.1	106.2	130.3	138.3	126.8	130.0	130.7	131.7	135.2	135.2	135.2	139.9	139.9
収 入 計 (C)	6,186.1	6,098.2	6,118.8	6,029.0	6,022.1	6,027.3	6,243.0	6,306.8	6,343.0	6,385.5	6,518.2	6,959.4	7,125.3		
収 益 的 支 出	支 出	1. 営 業 費 用	5,495.4	5,529.7	5,591.6	5,690.1	5,900.3	5,964.7	5,980.4	5,993.5	6,067.6	6,463.7	6,563.9	6,623.6	6,969.7
		(1) 職 員 給 与 費	349.4	356.8	339.6	361.3	350.7	344.0	355.4	350.4	352.9	357.0	353.4	354.0	355.1
		(2) 経 費	2,232.2	2,234.6	2,346.2	2,409.4	2,498.3	2,524.3	2,512.1	2,521.6	2,547.5	2,621.9	2,625.1	2,659.6	2,663.4
		動 力 費	283.0	319.6	334.2	359.1	346.4	346.5	345.2	344.4	342.7	341.2	339.9	338.7	337.1
		薬 品 費	53.5	61.4	74.7	74.2	78.2	78.4	78.1	77.9	77.6	77.4	77.1	76.9	76.7
		委 託 費	529.4	533.7	588.7	667.2	746.5	769.8	775.1	782.4	806.4	880.1	881.6	914.1	915.7
		修 繕 費	310.6	297.6	266.9	289.2	292.1	295.3	298.5	301.7	304.9	308.1	311.4	314.8	318.2
		受 水 費	751.5	707.2	734.7	705.3	713.8	713.0	694.0	694.0	694.7	694.0	694.0	694.0	694.7
		そ の 他	304.2	315.1	347.0	314.4	321.3	321.3	321.2	321.2	321.2	321.1	321.1	321.1	321.0
		(3) 減 価 償 却 費	2,913.8	2,938.3	2,905.8	2,919.4	3,051.3	3,096.4	3,112.9	3,121.5	3,167.2	3,484.8	3,585.4	3,610.0	3,951.2
2. 営 業 外 費 用	395.8	352.8	331.4	335.7	465.6	509.2	543.8	599.9	702.5	831.3	906.8	978.1	1,052.4		
(1) 支 払 利 息	392.5	350.1	327.4	334.2	464.1	507.7	542.3	598.4	701.0	829.8	905.3	976.6	1,050.9		
(2) そ の 他	3.3	2.7	4.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5		
支 出 計 (D)	5,891.2	5,882.5	5,923.0	6,025.8	6,365.9	6,473.9	6,524.2	6,593.4	6,770.1	7,295.0	7,470.7	7,601.7	8,022.1		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		294.9	215.7	195.8	3.2	▲ 343.8	▲ 446.6	▲ 281.2	▲ 286.6	▲ 427.1	▲ 909.5	▲ 952.5	▲ 642.3	▲ 896.8	
特 別 利 益 (F)		0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特 別 損 失 (G)		1.1	1.2	1.0	4.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 4.5	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		293.8	214.6	194.8	▲ 1.3	▲ 346.5	▲ 449.3	▲ 283.9	▲ 289.3	▲ 429.8	▲ 912.2	▲ 955.2	▲ 645.0	▲ 899.5	

ケースA-資本的収支

(単位:百万円)

年 度 区 分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)										
資本的収入	資本的収入	1. 企 業 債	898.1	1,170.1	1,617.1	4,539.5	2,019.0	1,611.0	2,125.2	3,372.9	4,121.5	2,711.0	2,620.4	2,719.7	2,893.8
		2. 他 会 計 出 資 金	139.3	125.7	114.5	96.1	81.0	65.5	52.4	49.8	43.6	31.4	27.9	20.1	18.5
		3. 他 会 計 補 助 金													
		4. 他 会 計 負 担 金	42.3	103.5	15.1	27.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
		5. 他 会 計 借 入 金													
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0.0	9.4	0.0	16.2	123.6	50.2	109.2	208.6	105.8	132.7	187.0	405.2	406.0
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金													
		8. 工 事 補 償 金	229.6	153.5	255.5	1,283.7	331.7	336.5	102.8	104.3	105.7	107.2	108.6	110.1	111.6
		9. そ の 他													
		計 (A)	1,309.3	1,562.2	2,002.2	5,963.1	2,563.0	2,070.9	2,397.3	3,743.3	4,384.3	2,990.0	2,951.6	3,262.8	3,437.6
資本的支出	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	1,836.2	1,884.8	2,521.1	4,999.4	3,914.2	3,016.8	4,331.2	7,924.0	8,253.1	5,000.6	4,580.4	4,991.9	5,262.1
		うち 職 員 給 与 費	114.7	123.2	173.3	192.9	191.5	192.2	183.2	183.6	184.0	184.0	184.0	179.9	179.9
		2. 企 業 債 償 還 金	2,481.7	2,271.3	2,154.9	1,917.9	1,715.5	1,435.0	1,283.8	1,172.4	1,124.8	1,187.9	1,200.9	1,184.8	1,201.3
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
		5. そ の 他	0.0	300.0	0.0	0.0	0.0	200.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
			計 (B)	4,317.9	4,456.1	4,676.0	6,917.3	5,629.7	4,651.8	5,715.0	9,096.4	9,477.9	6,188.5	5,881.3	6,276.7
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(B)-(A) (C)		3,008.6	2,893.9	2,673.8	954.2	3,066.7	2,580.9	3,317.7	5,353.1	5,093.6	3,198.5	2,929.7	3,013.9	3,025.8	
資 金 残 高		4,705.0	4,465.6	4,478.6	6,188.1	5,520.5	5,199.6	4,443.8	1,986.4	▲ 278.5	▲ 1,109.6	▲ 1,651.8	▲ 1,905.1	▲ 2,060.1	
企 業 債 残 高		22,925.2	21,824.0	21,286.2	23,907.8	24,211.3	24,387.3	25,228.7	27,429.2	30,425.8	31,948.9	33,368.4	34,903.3	36,595.8	

○他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)									
収 益 的 収 支 分		931.3	837.3	800.9	744.6	661.8	676.2	926.7	1,024.7	1,088.1	1,173.6	1,343.0	1,811.5	2,009.4
資 本 的 収 支 分		176.0	134.5	129.6	108.6	88.6	73.1	60.0	57.5	51.3	39.1	35.6	27.8	26.2
合 計		1,107.3	971.8	930.5	853.2	750.4	749.3	986.7	1,082.2	1,139.4	1,212.7	1,378.6	1,839.3	2,035.6

ケースB-収益的収支

(単位:百万円)

区 分			年 度	R5 (決 算)	R6 (決 算)	R7 (決 算)	R8 (予 算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	4,448.3	4,468.4	4,509.3	4,477.0	4,515.4	4,502.9	4,467.2	4,435.9	4,403.0	4,359.5	4,323.5	4,291.8	4,258.7	
		(1) 料 金 収 入	4,424.2	4,445.1	4,486.3	4,455.0	4,492.8	4,480.3	4,444.6	4,413.3	4,380.4	4,336.9	4,300.9	4,269.2	4,236.1	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
		(3) そ の 他	24.1	23.3	23.0	22.0	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	
		2. 営 業 外 収 益	1,737.8	1,629.8	1,609.5	1,552.0	1,472.2	1,489.5	1,740.9	1,844.1	1,919.5	2,014.1	2,196.4	2,685.6	2,895.5	
	収 入	(1) 補 助 金	925.0	831.2	794.5	739.1	655.4	669.9	920.4	1,026.6	1,096.3	1,190.4	1,373.3	1,858.2	2,067.0	
		高 料 金 対 策 補 助 金	906.2	815.9	782.2	729.1	647.3	663.2	914.9	1,022.0	1,092.7	1,187.5	1,371.0	1,856.4	2,065.5	
		そ の 他 補 助 金	18.8	15.3	12.3	10.0	8.1	6.7	5.5	4.6	3.6	2.9	2.3	1.8	1.5	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	689.7	692.4	684.7	674.6	690.0	689.6	689.8	685.8	688.0	688.5	687.9	687.5	688.6	
		(3) そ の 他	123.1	106.2	130.3	138.3	126.8	130.0	130.7	131.7	135.2	135.2	135.2	139.9	139.9	
収 入 計 (C)			6,186.1	6,098.2	6,118.8	6,029.0	5,987.6	5,992.4	6,208.1	6,280.0	6,322.5	6,373.6	6,519.9	6,977.4	7,154.2	
収 支 的 支 出	収 支	1. 営 業 費 用	5,495.4	5,529.7	5,591.6	5,690.1	5,900.3	5,964.6	5,980.4	5,993.5	6,067.5	6,463.7	6,563.9	6,623.5	6,969.7	
		(1) 職 員 給 与 費	349.4	356.8	339.6	361.3	350.7	344.0	355.4	350.4	352.9	357.0	353.4	354.0	355.1	
		(2) 経 費	2,232.2	2,234.6	2,346.2	2,409.4	2,498.3	2,524.2	2,512.1	2,521.6	2,547.4	2,621.9	2,625.1	2,659.5	2,663.4	
		動 力 費	283.0	319.6	334.2	359.1	346.4	346.5	345.2	344.4	342.7	341.2	339.9	338.7	337.1	
		薬 品 費	53.5	61.4	74.7	74.2	78.2	78.4	78.1	77.9	77.6	77.4	77.1	76.9	76.7	
	支 出	委 託 費	529.4	533.7	588.7	667.2	746.5	769.8	775.1	782.4	806.4	880.1	881.6	914.1	915.7	
		修 繕 費	310.6	297.6	266.9	289.2	292.1	295.3	298.5	301.7	304.9	308.1	311.4	314.8	318.2	
		受 水 費	751.5	707.2	734.7	705.3	713.8	713.0	694.0	694.0	694.7	694.0	694.0	694.0	694.7	
		そ の 他	304.2	315.1	347.0	314.4	321.3	321.2	321.2	321.2	321.1	321.1	321.1	321.0	321.0	
		(3) 減 価 償 却 費	2,913.8	2,938.3	2,905.8	2,919.4	3,051.3	3,096.4	3,112.9	3,121.5	3,167.2	3,484.8	3,585.4	3,610.0	3,951.2	
2. 営 業 外 費 用			395.8	352.8	331.4	335.7	465.6	517.2	558.3	622.9	739.0	884.3	970.6	1,052.3	1,137.3	
(1) 支 払 利 息			392.5	350.1	327.4	334.2	464.1	515.7	556.8	621.4	737.5	882.8	969.1	1,050.8	1,135.8	
(2) そ の 他			3.3	2.7	4.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5		
支 出 計 (D)			5,891.2	5,882.5	5,923.0	6,025.8	6,365.9	6,481.8	6,538.7	6,616.4	6,806.5	7,348.0	7,534.5	7,675.8	8,107.0	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			294.9	215.7	195.8	3.2	▲ 378.3	▲ 489.4	▲ 330.6	▲ 336.4	▲ 484.0	▲ 974.4	▲ 1,014.6	▲ 698.4	▲ 952.8	
特 別 利 益 (F)			0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特 別 損 失 (G)			1.1	1.2	1.0	4.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 4.5	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			293.8	214.6	194.8	▲ 1.3	▲ 381.0	▲ 492.1	▲ 333.3	▲ 339.1	▲ 486.7	▲ 977.1	▲ 1,017.3	▲ 701.1	▲ 955.5	

ケースB-資本的収支

(単位:百万円)

年 度 区 分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)										
資本的収入	資本的収入	1. 企 業 債	898.1	1,170.1	1,617.1	4,539.5	2,019.0	1,611.0	2,125.2	3,372.9	4,121.5	2,711.0	2,620.4	2,719.7	2,893.8
		2. 他 会 計 出 資 金	139.3	125.7	114.5	96.1	81.0	65.5	52.4	49.8	43.6	31.4	27.9	20.1	18.5
		3. 他 会 計 補 助 金													
		4. 他 会 計 負 担 金	42.3	103.5	15.1	27.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
		5. 他 会 計 借 入 金													
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0.0	9.4	0.0	16.2	123.6	50.2	109.2	208.6	105.8	132.7	187.0	405.2	406.0
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金													
		8. 工 事 補 償 金	229.6	153.5	255.5	1,283.7	331.7	336.5	102.8	104.3	105.7	107.2	108.6	110.1	111.6
		9. そ の 他													
		計 (A)	1,309.3	1,562.2	2,002.2	5,963.1	2,563.0	2,070.9	2,397.3	3,743.3	4,384.3	2,990.0	2,951.6	3,262.8	3,437.6
資本的支出	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	1,836.2	1,884.8	2,521.1	4,999.4	3,914.2	3,016.8	4,331.2	7,924.0	8,253.1	5,000.6	4,580.4	4,991.9	5,262.1
		うち 職 員 給 与 費	114.7	123.2	173.3	192.9	191.5	192.2	183.2	183.6	184.0	184.0	184.0	179.9	179.9
		2. 企 業 債 償 還 金	2,481.7	2,271.3	2,154.9	1,917.9	1,715.5	1,435.0	1,283.8	1,172.4	1,124.8	1,187.9	1,198.2	1,180.0	1,193.9
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
		5. そ の 他	0.0	300.0	0.0	0.0	0.0	200.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
			計 (B)	4,317.9	4,456.1	4,676.0	6,917.3	5,629.7	4,651.8	5,715.0	9,096.4	9,477.9	6,188.5	5,878.6	6,271.9
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(B)-(A) (C)		3,008.6	2,893.9	2,673.8	954.2	3,066.7	2,580.9	3,317.7	5,353.1	5,093.6	3,198.5	2,927.0	3,009.1	3,018.4	
資 金 残 高		4,705.0	4,465.6	4,478.6	6,188.1	5,486.0	5,122.1	4,316.9	1,809.7	▲ 512.2	▲ 1,408.1	▲ 2,009.7	▲ 2,314.3	▲ 2,517.9	
企 業 債 残 高		22,925.2	21,824.0	21,286.2	23,907.8	24,211.3	24,387.3	25,228.7	27,429.2	30,425.8	31,948.9	33,371.1	34,910.8	36,610.7	

○他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)									
収 益 的 収 支 分		931.3	837.3	800.9	744.6	661.8	676.2	926.7	1,032.8	1,102.7	1,196.6	1,379.5	1,864.5	2,073.2
資 本 的 収 支 分		176.0	134.5	129.6	108.6	88.6	73.1	60.0	57.5	51.3	39.1	35.6	27.8	26.2
合 計		1,107.3	971.8	930.5	853.2	750.4	749.3	986.7	1,090.3	1,154.0	1,235.7	1,415.1	1,892.3	2,099.4

ケースC-収益的収支

(単位:百万円)

区 分			年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
			(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)										
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	4,448.3	4,468.4	4,509.3	4,477.0	4,480.8	4,468.0	4,432.3	4,400.9	4,368.0	4,324.6	4,288.6	4,256.9	4,223.7	
		(1) 料 金 収 入	4,424.2	4,445.1	4,486.3	4,455.0	4,458.2	4,445.4	4,409.7	4,378.3	4,345.4	4,302.0	4,266.0	4,234.3	4,201.1	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
		(3) そ の 他	24.1	23.3	23.0	22.0	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	
		2. 営 業 外 収 益	1,737.8	1,629.8	1,609.5	1,552.0	1,472.2	1,489.5	1,740.9	1,854.1	1,937.7	2,042.9	2,242.0	2,751.9	2,975.2	
	収 入	(1) 補 助 金	925.0	831.2	794.5	739.1	655.4	669.9	920.4	1,036.6	1,114.5	1,219.2	1,418.9	1,924.5	2,146.7	
		高 料 金 対 策 補 助 金	906.2	815.9	782.2	729.1	647.3	663.2	914.9	1,032.0	1,110.9	1,216.3	1,416.6	1,922.7	2,145.2	
		そ の 他 補 助 金	18.8	15.3	12.3	10.0	8.1	6.7	5.5	4.6	3.6	2.9	2.3	1.8	1.5	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	689.7	692.4	684.7	674.6	690.0	689.6	689.8	685.8	688.0	688.5	687.9	687.5	688.6	
		(3) そ の 他	123.1	106.2	130.3	138.3	126.8	130.0	130.7	131.7	135.2	135.2	135.2	139.9	139.9	
収 入 計 (C)			6,186.1	6,098.2	6,118.8	6,029.0	5,953.0	5,957.5	6,173.2	6,255.0	6,305.7	6,367.5	6,530.6	7,008.8	7,198.9	
支 出 的 収 支	支 出	1. 営 業 費 用	5,495.4	5,529.7	5,591.6	5,690.1	5,900.2	5,964.6	5,980.4	5,993.4	6,067.5	6,463.7	6,563.8	6,623.5	6,969.6	
		(1) 職 員 給 与 費	349.4	356.8	339.6	361.3	350.7	344.0	355.4	350.4	352.9	357.0	353.4	354.0	355.1	
		(2) 経 費	2,232.2	2,234.6	2,346.2	2,409.4	2,498.2	2,524.2	2,512.1	2,521.5	2,547.4	2,621.9	2,625.0	2,659.5	2,663.3	
		動 力 費	283.0	319.6	334.2	359.1	346.4	346.5	345.2	344.4	342.7	341.2	339.9	338.7	337.1	
		薬 品 費	53.5	61.4	74.7	74.2	78.2	78.4	78.1	77.9	77.6	77.4	77.1	76.9	76.7	
		委 託 費	529.4	533.7	588.7	667.2	746.5	769.8	775.1	782.4	806.4	880.1	881.6	914.1	915.7	
		修 繕 費	310.6	297.6	266.9	289.2	292.1	295.3	298.5	301.7	304.9	308.1	311.4	314.8	318.2	
		受 水 費	751.5	707.2	734.7	705.3	713.8	713.0	694.0	694.0	694.7	694.0	694.0	694.0	694.7	
		そ の 他	304.2	315.1	347.0	314.4	321.2	321.2	321.2	321.1	321.1	321.1	321.0	321.0	320.9	
		(3) 減 価 償 却 費	2,913.8	2,938.3	2,905.8	2,919.4	3,051.3	3,096.4	3,112.9	3,121.5	3,167.2	3,484.8	3,585.4	3,610.0	3,951.2	
	2. 営 業 外 費 用	395.8	352.8	331.4	335.7	465.6	527.3	576.5	651.7	784.7	950.6	1,050.4	1,145.1	1,243.4		
	(1) 支 払 利 息	392.5	350.1	327.4	334.2	464.1	525.8	575.0	650.2	783.2	949.1	1,048.9	1,143.6	1,241.9		
	(2) そ の 他	3.3	2.7	4.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5		
	支 出 計 (D)			5,891.2	5,882.5	5,923.0	6,025.8	6,365.8	6,491.9	6,556.9	6,645.1	6,852.2	7,414.3	7,614.2	7,768.6	8,213.0
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			294.9	215.7	195.8	3.2	▲ 412.8	▲ 534.4	▲ 383.7	▲ 390.1	▲ 546.5	▲ 1,046.8	▲ 1,083.6	▲ 759.8	▲ 1,014.1	
特 別 利 益 (F)			0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特 別 損 失 (G)			1.1	1.2	1.0	4.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 4.5	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.7		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			293.8	214.6	194.8	▲ 1.3	▲ 415.5	▲ 537.1	▲ 386.4	▲ 392.8	▲ 549.2	▲ 1,049.5	▲ 1,086.3	▲ 762.5	▲ 1,016.8	

ケースC-資本的収支

(単位:百万円)

年 度 区 分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)										
資本的収入	資本的収入	1. 企 業 債	898.1	1,170.1	1,617.1	4,539.5	2,019.0	1,611.0	2,125.2	3,372.9	4,121.5	2,711.0	2,620.4	2,719.7	2,893.8
		2. 他 会 計 出 資 金	139.3	125.7	114.5	96.1	81.0	65.5	52.4	49.8	43.6	31.4	27.9	20.1	18.5
		3. 他 会 計 補 助 金													
		4. 他 会 計 負 担 金	42.3	103.5	15.1	27.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
		5. 他 会 計 借 入 金													
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0.0	9.4	0.0	16.2	123.6	50.2	109.2	208.6	105.8	132.7	187.0	405.2	406.0
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金													
		8. 工 事 補 償 金	229.6	153.5	255.5	1,283.7	331.7	336.5	102.8	104.3	105.7	107.2	108.6	110.1	111.6
		9. そ の 他													
		計 (A)	1,309.3	1,562.2	2,002.2	5,963.1	2,563.0	2,070.9	2,397.3	3,743.3	4,384.3	2,990.0	2,951.6	3,262.8	3,437.6
資本的支出	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	1,836.2	1,884.8	2,521.1	4,999.4	3,914.2	3,016.8	4,331.2	7,924.0	8,253.1	5,000.6	4,580.4	4,991.9	5,262.1
		うち 職 員 給 与 費	114.7	123.2	173.3	192.9	191.5	192.2	183.2	183.6	184.0	184.0	184.0	179.9	179.9
		2. 企 業 債 償 還 金	2,481.7	2,271.3	2,154.9	1,917.9	1,715.5	1,435.0	1,283.8	1,172.4	1,124.8	1,187.9	1,195.0	1,174.3	1,185.0
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
		5. そ の 他	0.0	300.0	0.0	0.0	0.0	200.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
			計 (B)	4,317.9	4,456.1	4,676.0	6,917.3	5,629.7	4,651.8	5,715.0	9,096.4	9,477.9	6,188.5	5,875.4	6,266.2
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(B)-(A) (C)		3,008.6	2,893.9	2,673.8	954.2	3,066.7	2,580.9	3,317.7	5,353.1	5,093.6	3,198.5	2,923.8	3,003.4	3,009.5	
資 金 残 高		4,705.0	4,465.6	4,478.6	6,188.1	5,451.5	5,042.7	4,184.4	1,623.6	▲ 760.7	▲ 1,728.9	▲ 2,396.3	▲ 2,756.6	▲ 3,012.6	
企 業 債 残 高		22,925.2	21,824.0	21,286.2	23,907.8	24,211.3	24,387.3	25,228.7	27,429.2	30,425.8	31,948.9	33,374.3	34,919.7	36,628.5	

○他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)									
収 益 的 収 支 分		931.3	837.3	800.9	744.6	661.8	676.2	926.7	1,042.9	1,120.8	1,225.4	1,425.2	1,930.8	2,153.0
資 本 的 収 支 分		176.0	134.5	129.6	108.6	88.6	73.1	60.0	57.5	51.3	39.1	35.6	27.8	26.2
合 計		1,107.3	971.8	930.5	853.2	750.4	749.3	986.7	1,100.4	1,172.1	1,264.5	1,460.8	1,958.6	2,179.2

参考資料- 7

< 現行の水道料金 >

用途 \ 区分	基本料金		従量料金	
	口径 (mm)	(円、税抜)	水量 (m ³)	(円、税抜)
一般用	13	1, 100	1～10	100
	20	1, 300	11～20	200
	25	4, 200	21～30	280
	30	6, 200	31～50	350
	40	11, 000	51～100	420
	50	18, 000	101～500	460
	75	42, 000	501～2, 000	480
	100	76, 000	2, 001～	530
	150	176, 000		

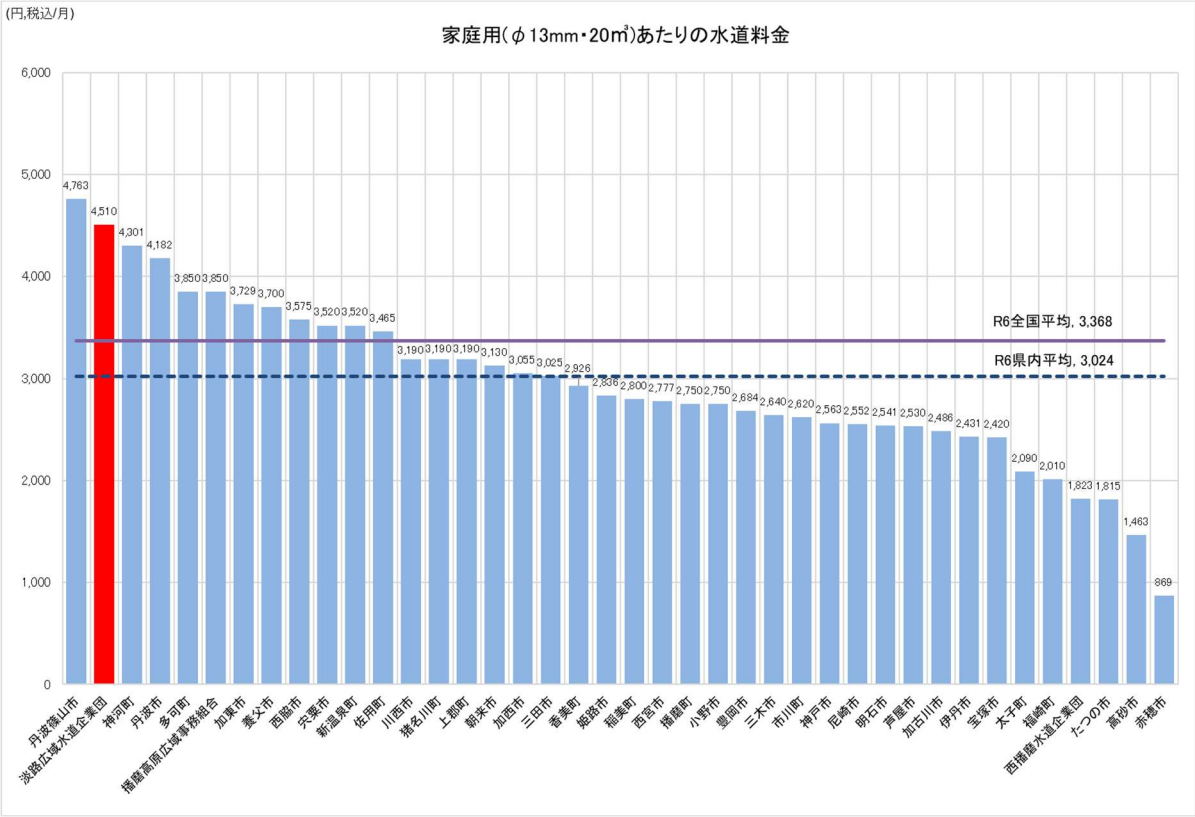
(13mm/20 m³使用)

(税抜) 4, 100 円

(税込) 4, 510 円

< 兵庫県下の水道料金比較 >

(R6.4.1 現在)



参考資料-8

兵庫県内の水道料金改定事例

事業体	施行 年度	平均 改定率	改定内容	
			基本料金	従量料金
1. 神戸市	R6	14.2%	●	●
2. 姫路市	R7	12.1%	●	●
3. 明石市	R9	21.0%	●	●
4. 豊岡市	R5	17.3%	●	●
5. 西脇市	R5	▲3.2%	●	●
6. 宝塚市	R6	19.0%	●	●
7. 高砂市	R5	30.2%	●	●
8. 小野市	R6	11.0%	●	●
9. 三田市	R3	▲0.1%	●	
10. 加西市	R4	▲10.0%	●	●
11. 宍粟市	R5	22.0%	●	●
12. 猪名川町	R7	40.0%	●	●
13. 稲美町	R7	15.0%	●	●
14. 播磨町	R5	14.6%	●	●
15. 市川町	R5	20.0%	●	●
16. 福崎町	R6	0.0%		●
17. 太子町	R7	36.4%	●	●
18. 上郡町	R3	26.7%	●	●
19. 香美町	R4	11.0%	●	●

※水道料金表（出典：日本水道協会）や各事業体 HP 等より

今後のスケジュールについて

■経営審議会

日 程		内 容
《第1回》	令和8年3月23日(月)	・淡路広域水道企業団の概要について
《第2回》	令和8年8月 3日(月)	・適正な水道料金のあり方について
《第3回》	令和8年10月	・料金体系について
《第4回》	令和9年1月	・答申案について
《答申》	令和9年2月	・答申